

◎ 今年度における委員会運営について

1 オンラインによる委員会等の出席について

[資料1「大阪府議会オンライン委員会運営要綱」参照]

[資料2「オンラインによる委員協議会及び代表者会議に関する申合せ事項」参照]

- ・オンライン委員会の開会を請求する場合は様式第1号を、オンライン出席を申請する場合は様式第2号を、それぞれの期限までに委員長あて提出するよう依頼。
- ・資料2のとおり申合せ事項が制定されたことにより、委員協議会に加え、代表者会議へのオンライン出席が可能となった。
- ・代表者会議へのオンライン出席については、職務代理者がオンラインによらずに出席可能な場合は、当該職務代理者に出席してもらうことを留意するよう依頼。
- ・委員協議会及び代表者会議へのオンライン出席を希望する場合は、開会前日の午後1時まで、事務局まで連絡するよう依頼。

2 委員会運営に関する申合せ事項について

[資料2「オンラインによる委員協議会及び代表者会議に関する申合せ事項」参照]

[資料3「委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項」参照]

[資料4「委員会における資料等の使用に関する申合せ事項」参照]

[資料5「携帯情報端末の取扱いに関する申合せ事項」参照]

[資料6「委員会の管外視察に関する申合せ事項」参照]

[資料7「議員提出議案の委員会審査に関する申合せ事項」参照]

- ・資料2から資料7の順守を要請。

3 理事者の出席の取扱いについて

- ・委員会は申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えない。
- ・府民文化部については、所管事項が府民文化と教育の二つの常任委員会にまたがっていることを踏まえ、府民文化部次長、公立大学監及び府民文化総務課の大学担当は本委員会への出席を原則行わないこととし、教育常任委員会への説明者として出席することとしたいとの申し出があったため、府民文化部次長、公立大学監及び府民文化総務課の大学担当については、原則、本委員会に出席しないこととするので各会派了承。
- ・IR推進局については、今期においても、本委員会の日程が大阪市会の本会議と重なった場合、IR推進局長は市会の本会議へ出席し、本委員会へは、理事以下の大阪府職員が出席すること、市会の委員会と日程が重なった場合、IR推進局長以下の大阪府職員は本委員会に出席することが確認されている。

4 委員会の傍聴について

- ・これまで同様、委員会は傍聴できるが、委員協議会については間接傍聴となる。

5 委員会の撮影許可について

- ・府政記者会、政党機関紙及び各会派議員団に対して、撮影等の許可がされていることを報告。
- ・今定例会は試行的ではあるが、代表者会議も議員をはじめ報道関係者の傍聴が可能となっていることの下承を願う。

6 その他

(1)委員会等の欠席届

〔資料8「欠席届」参照〕

- ・委員会等を欠席する場合、欠席届を委員長あてに提出するよう依頼。

(2)本委員会の委員会室

〔資料9「令和3年度常任委員会使用委員会室」参照〕

- ・本委員会が使用する委員会室は、原則、第3委員会室となることを確認。

(3)委員会の定刻開会

- ・本会議と同様、委員会の定刻開会においても格段の協力を要請。

◎ 今定例会における委員会運営について

1 議案及び請願の委員会付託について

〔資料10「令和3年9月定例会 府民文化常任委員会 付託案件一覧表」参照〕

〔資料11「請願文書表」参照〕

- ・10月11日に請願が、11月4日に議案が、本会議において、それぞれ所管の常任委員会に付託され、本委員会には議案2件及び請願1件が付託されている。

2 正副常任委員長会議について

(1) 委員会の審査日程

〔資料12「令和3年9月定例会 常任委員会審査日程」参照〕

- ・一般審査（1日目）：11月16日（火）
- ・一般審査（2日目）：11月18日（木）
- ・知事質問を行う場合：11月24日（水）
- ・委員会審査は11月26日（金）までに終了するよう要請があり、円滑な委員会運営に格段の協力を要請。

(2) 9月定例会限定の申合せ事項の制定

〔資料13「令和3年9月定例会における委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項」参照〕

- ・昨年度、多くの予算案が知事により専決処分されており、議会として、その執行の実績や行政効果の達成などを明らかにする責務がある。
- ・限られた審査日程の中で、職員の働き方改革の取組みも考慮しつつ、充実した委員会審査を行うことができるよう、一般審査の質問時間を、委員1人当たり70分を各会派に配分する。今定例会限定の申合せ事項が制定されているため、順守を要請。

議	<p>(3) 新型コロナウイルス感染症への対応 〔資料 14「令和 3 年 9 月定例会における新型コロナウイルス感染症への対応について」参照〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今定例会においても、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、委員会室内の換気、手指の消毒及びマスク着用の徹底を依頼。 <p>(4) 代表者会議の公開 〔資料 15「委員会代表者会議の公開について」参照〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今定例会は試行的に、会議録の要点記録を府議会ホームページ上で公表し、報道関係者による会議の取材を認める限定的な公開として実施することが決定され、詳細の取扱いは資料 1 5 のとおり。
事	<p>3 委員会運営について</p> <p>(1) 質問時間（各会派の質問持ち時間）</p> <p>維新：5 時間 5 0 分 自民：2 時間 2 0 分 公明：2 時間 2 0 分</p> <p>(2) 質問通告者及び質問順位 〔資料 16「令和 3 年 9 月定例会 府民文化常任委員会 質問通告者名簿」参照〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 6 のとおりで、各会派了承。 ・知事質問を要求する場合は、必ず、一般審査の質問時に質問項目を明確にし、口頭で通告するよう要請。 ・通告した委員の質問終了の際、委員長から質問項目を確認。
概	<p>(3) 委員会の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の質問者は中川委員までの 4 人、2 日目はしかた委員からの 5 人とすることで、各会派了承。 ・概ね 2 時間を目途に休憩。 ・次回の委員会は、1 1 月 1 8 日(木)午前 1 0 時に再開し、本日と同様に進行。
要	<p>(4) 次回の代表者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 1 月 1 8 日の一般審査終了後、暫時休憩、代表者会議を開会し、知事質問通告者等を確認。 ・知事質問を複数人する会派は、知事質問の質問順位や質問項目の集約などを会派内で調整するよう要請。